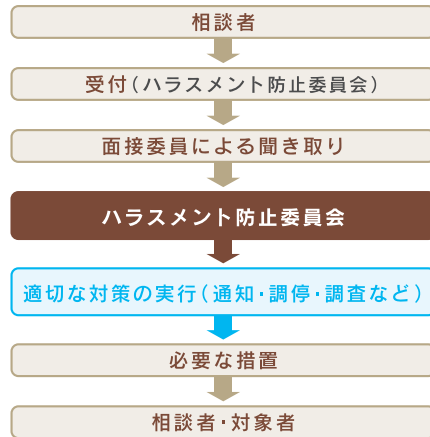


## 相談・申し立ての基本的な流れ



### ■受付

ハラスメントに関する相談は、ハラスメント防止委員会で受け付けています。

### ■聞き取り

相談者の希望に応じて、面接委員は相談内容を聞き取り、ハラスメント防止委員会に問題解決の申し立てを行います。

### ■ハラスメント防止委員会の役割

ハラスメント防止委員会は面接委員からの報告を受けて、本学会が問題にすべきハラスメントに該当すると判断した場合、すみやかに適切な対策(通知・調停・調査など)を実行に移します。

●**通知** 相談者の被害申し立てにより、行為者に対して申し立てがあったことについて、注意喚起を目的として通知するものです。通知によって改善が見られない場合には、相談者の意向に沿って、調停・調査に移行します。

●**調停** 相談者の申し立て内容に沿って、相談者の権利回復を目的として、両当事者の言い分を聞き、互いの理解に基づく解決を目指します。

●**調査** 通知や調停という手段では相談者の権利回復が困難であると判断される場合は、両当事者や関係者等から聴取する等して、事実関係の調査を行います。

### ■必要な措置

ハラスメント防止委員会は、通知・調停・調査などの結果、必要な措置を検討し、理事会に提案します。

## 日本教育心理学会 ハラスメント防止委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷5-24-6-7F

TEL:03-3818-1534/FAX:03-3818-1575

E-mail:office@edupsych.jp

URL:http://www.edupsych.jp/

## 日本教育心理学会は、 ハラスメント防止に取り組んでいます。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの種々のハラスメントを防止することを通して、日本教育心理学会に関わる全ての人の基本的人権や尊厳を守り、各自が安心して快適に学会活動や職務に従事できることを目指します。

### 日本教育心理学会のハラスメント防止・対応策

1

#### 予防のための啓発

ハラスメント対策の基本は未然防止です。そのために必要な研修の機会を設け、予防のための啓発を行います。

2

#### 事態の把握のための相談

ハラスメントの相談の申し込みは、所定の申し込み用紙に記入された書類の郵送によって受け付けます。申し込み用紙は学会のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.edupsych.jp/ハラスメント防止への取り組み/>

3

#### 起きてしまった、または、起きていたら 判断された場合の対処

学会が問題とすべきハラスメントであると認定された場合、ハラスメント防止委員会は、被害の拡大を防止するため必要とされる適切な措置を考えて、すみやかに実行に移します。その際に本学会外の専門機関の積極的な活用も考えます。また当該のハラスメントの事態について被害を受けている人のプライバシーに配慮した上で理事会に報告し、加害者と判断される者に対する対応を理事会に依頼します。

# ハラスメント 防止のために



一般社団法人 日本教育心理学会  
The Japanese Association of Educational Psychology



一般社団法人 日本教育心理学会  
The Japanese Association of Educational Psychology